

市委託業者が定期的に点検に伺います

市が業務委託した業者が定期的に設置者宅を訪問し、維持管理を行いますので、設置者の方があればこれ手配する必要は全くありません。

浄化槽の正しい使用を心がけ、異常が感じられないかどうか、チェックするだけですから日頃の維持管理は楽々です。

既存の合併処理浄化槽の寄附及び維持管理について

現在すでに合併処理浄化槽を設置されている方で、市での維持管理を希望される場合は、その浄化槽を市へ寄附することが出来ます。寄付を検討されている方は一度、市役所に相談下さい。

年間の維持管理の内容

浄化槽設置後、以下に要する費用は全て月額使用料で賄われます。

- 2ヶ月に1回の保守点検や薬品の補充
- 年1回の汚泥の引抜き
- 年1回の法定検査
- ブロー等修理及び交換



使用料以外の負担

浄化槽設置後、以下に要する費用は使用料とは別に個人負担となります。

- 使用者の都合により浄化槽を移動、撤去に要する費用
- 使用者の責による修繕の必要が生じた場合の修繕費
- 浄化槽の稼働時及び点検や清掃等に要する電気料や水道料

利子の一部補給

浄化槽設置に伴う、水洗化工事の改修資金に係る融資金の利子の一部補給を行っています。

申込みから工事完成・使用開始まで

工事計画の段階から市がお世話します

申込みを受けてから実際に工事に取りかかるまでに、いくつかの過程を経ますが、市が主体となり責任を持って手続きや工事を進めていきます。設置を希望される方（申請者）は、市に申請書を提出されるだけで、以降の手続き等は全て市から申請者にご案内の上、作業を進めます。

設置申込み

申込みは、所定の申請書に必要事項を記入し、捺印して提出してください。

現地調査（市）

工事計画書協議・作成（市と申請者）

工事計画承認・諸契約等（市と申請者）

工事発注《入札》（市）

工事施工（施工業者）

工事完了・検査引き渡し（市）

分担金等納付

市から送付する納付書によって分担金等を納付していただきます。

浄化槽使用開始届提出（使用者）

浄化槽の使用を開始しようとするときは、使用開始届を市に提出してください。

使用料納付（使用者）

使用開始されると市から納付書を送付しますので、納期限にしたがって毎月納付してください。（市では、口座振替をお願いしております。）

維持管理（市）

市委託の業者が、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査等のために定期的に訪問します。

※手続きなど詳しくは

上下水道課 下水道係 ☎64-1533

へお尋ねください。



美しく快適な生活環境をつくるために



待居川



飯江川



矢部川

あなたにも今すぐできる生活排水対策 合併処理浄化槽

浄化槽市町村整備推進事業

みやま市 建設都市部 上下水道課